

令和元年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和元年11月6日

筑西広域市町村圏事務組合

令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (11月6日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
副管理者の挨拶	3
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集挨拶	5
一般質問	7
1. 三浦 譲君	7
2. 榎戸甲子夫君	16
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第10号の上程、説明、質疑、採決	22
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	25
閉会中の継続審査の申し出について	37
閉 会	37

令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和元年11月6日(水) 午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 9号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第 4 議案第10号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 認定第 1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定
について
- 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	谷田部 由 則 君	2番	大 山 和 則 君
3番	中 座 敏 和 君	4番	三 澤 隆 一 君
5番	森 正 雄 君	6番	保 坂 直 樹 君
7番	大 橋 康 則 君	8番	佐 藤 仁 君
9番	風 野 和 視 君	11番	林 悦 子 君
12番	仁 平 正 巳 君	13番	尾 木 恵 子 君
14番	箱 守 茂 樹 君	15番	堀 江 健 一 君
16番	榎 戸 甲子夫 君	17番	三 浦 讓 君
18番	早 瀬 悦 弘 君	19番	稻 葉 里 子 君
20番	孝 井 恒 一 君		

欠席議員（1名）

10番 潮 田 新 正 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管 理 者	須 藤 茂 君	副 管 理 者	小 林 栄 君
副 管 理 者	大 塚 秀 喜 君	常 任 幹 事	大 武 英 二 君
常 任 幹 事	関 口 貴 一 君	常 任 幹 事	柴 保 之 君
会 計 管 理 者	谷 中 茂 美 君	事 務 局 長	福 田 洋 君
事 務 局 長	杉 山 雄 一 君	事 務 局 企 画 財 政 課 長	須 藤 正 明 君
筑 西 遊 湯 館 長	齋 藤 唯 久 君	県 西 総 合 公 園 管 理 事 務 所 長	中 山 道 康 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	築 田 貴 司 君	き ぬ 聖 苑 場 長	豊 口 勝 昭 君
消 防 本 部 長	杉 山 貞 夫 君	消 防 本 次 部 長	内 田 昭 彦 君
筑 西 市 長 公 室 秘 書 課 長	鈴 木 敦 史 君		

職務のため出席した者

事 務 局 次 長	宮 田 勝 人 君	事 務 局 総 務 課 長 補 佐 兼 プ ー ル 係	増 渕 克 博 君
事 務 局 総 務 課 総 務 グ ル ー プ 係 長	岡 野 勇 君		

◎開会の宣告

○議長（仁平正巳君） これより令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（仁平正巳君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、10番、潮田新正君、1名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仁平正巳君） 次に、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、9番、風野和視君、20番、孝井恒一君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（仁平正巳君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎副管理者の挨拶

○議長（仁平正巳君） この際、新たに結城市長になられた小林副管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小林副管理者。

〔副管理者 小林 栄君登壇〕

○副管理者（小林 栄君） 皆さん、おはようございます。発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

8月の24日から結城市の第10代目の市長ということで就任をいたしました小林栄といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。これから少子高齢化がますます進展していく中で、広域行政は避けて通れないといたしますか、これからますます重要視される場所だと思っております。いろんな施設等が傷んでくる時期でもありますし、そういった点も踏まえて、近隣市町村のいろんな情報を共有しながら、しっかりと市民の幸福を目指して、皆さんとともに頑張っていきたいというふうに思っております。まだまだ未熟な市長ではございますが、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただいて、しっかりとやっ

ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎管理者提出議案の報告

○議長（仁平正巳君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

なお、議案第10号に訂正がございますので、正誤表を配付いたしております。

[管理者配付文書]

筑広組発第88号

令和元年11月6日

組合議会議長 仁平正巳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和元年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第 9号 工事請負契約の一部変更について

議案第10号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

認定第 1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

◎議会運営委員長の報告

○議長（仁平正巳君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る11月1日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、保坂直樹君。

[議会運営委員長 保坂直樹君登壇]

○議会運営委員長（保坂直樹君） おはようございます。それでは、令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合定例会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、議案第9号 工事請負契約の一部変更についてであります。

日程第4は、議案第10号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）であります。

日程第5は、認定第1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてであります。

日程第6は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（仁平正巳君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（仁平正巳君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（仁平正巳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） おはようございます。令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、さきの台風19号により、各地で道路の冠水や河川氾濫などによる浸水が相次ぎましたが、被害を受けられました皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。当組合施設におきましても敷地内浸水等がありましたが、幸いにも大きな被害はございませんでした。環境センターにおきましては、被災者支援を第一に考え、10月15日から被災された方々により持ち込まれた罹災ごみの受け入れを行ったところでございます。今後の対応につきましても、関係市と連絡を密にとりながら進めてまいりたいと考えております。

また、8月の結城市長選挙において、市民の信任を得て当選されました小林結城市長さんにおかれましては、衷心よりお祝い申し上げます。広域行政のさらなる発展、組合事務事業の円滑な運営のため、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、組合の事務事業について若干ご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館でございますが、本年度上半期の利用状況は、利用者総数が11万8,135名で、前年

度同期と比較すると2,774名、2.3%減となっており、高齢者の増加傾向が見られた反面、大人及び子供の利用者が減少いたしました。要因といたしましては、例年よりも初夏に気温が上がらない日が続いたことにより、利用者が減少したものと推察されます。施設整備におきましても、経年劣化等による不具合や故障が年々発生しておりますが、計画的な施設修繕を進め、効率的な運営に努めてまいります。今後も各種カルチャー教室や様々なイベント等を実施し、圏域住民のスポーツ振興を図るとともに、さらなる利用者確保のため、施設の魅力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、本年度上半期の来場者数は15万9,184名で、前年度同期と比較すると1,983名、1.3%増となっており、多くの皆様にご利用いただいているところでございます。これは、筑西幹線道路の開通による利便性の向上と子供広場の遊具等が充実し、園内の美化環境が進んだことにより利用者が増えたものと考えられます。今年度の事業につきましては、植栽管理を中心とした施設管理が順調に進んでおり、また茨城県の事業といたしましても園路や屋外トイレの改修工事、体育館の床面改修工事、さらには公園全体の中高木剪定及び伐採を実施する予定となっておりますので、より一層の園内環境美化が図られることとなります。今後も来園者が安心して快適に利用できる公園を目指し、施設の適切な管理運営に努めてまいります。

次に、環境センターでございますが、まず本年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量は1万8,335トンで、前年度同期と比較すると971トンで5%減少しており、結城市及び筑西市における公共下水道の整備や人口減少によるものと考えられます。また、ごみの搬入量につきましては上半期3万1,513トンで、前年度同期と比較すると504トン、1.6%増となっており、一般住民により搬入された持ち込みごみの受け入れ増加によるものでございます。

現在し尿処理施設の延命化及びし尿処理の円滑化を目的とする基幹的設備改良工事につきましては、今年度と来年度にわたる2カ年事業として着手し、事業を進めております。同様にごみ処理施設におきましても、リサイクルプラザにおける基幹的設備改良工事を国の交付金を利用して、来年度で実施する予定でございます。また、ごみ焼却施設及び付随する余熱利用設備等につきましても3年後の着工を目指し、現在長寿命化総合計画の策定を進めているところであり、構成3市と十分協議させていただいた上で、計画的かつ効率的に進めてまいりたいと考えております。

次に、きぬ聖苑でございます。本年度上半期の火葬件数は1,201件で、前年度より23件、1.9%の減となっております。これに対し、斎場利用は285件で、前年度より7件、2.5%増加となっておりますが、葬儀、告別式の利用者は減少傾向にあり、民間斎場の整備が進んだことや、小規模な家庭葬の増加など、葬儀形態の変化によるものと推察しております。火葬待機日数の軽減対策としまして、今年度1日14件の受け入れを継続し、火葬件数が増える11月から3月には1件増枠をさせ、1日15件体制にて受け入れを行っていく予定でございます。

また、前年度から3カ年計画による施設の延命化事業としましては、今年度火葬炉内耐火物全体積

替工事、待ち合い棟の屋根、外壁の改修工事を進めているところでございます。今後も遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い運営に努め、施設整備を図ってまいります。

次に、消防関係でございますが、本年度上半期の広域圏内の火災件数は45件で、前年度同期と比較しまして11件減少しており、救急出場件数につきましては4,326件で、前年度同期より48件増加している現状でございます。救急業務では、消防本部で運用する全10台の救急車のうち5台に搭載されている映像伝送装置によって、活動中の救急現場や傷病者の画像情報をリアルタイムで医療機関に伝送できることが可能となっており、医学的判断や傷病者に対する適切な処置の向上が飛躍的に図られております。このことから、残り5台の救急車への配備についても計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、令和元年10月1日から消防法令の改正により、火を使用する全ての飲食店等に消火器の設置が義務づけられました。圏域住民の皆様が安心安全に管内の飲食店を利用いただけるように、消火器設置の推進広報や調査、指導活動を強化し、火災による被害軽減に取り組んでまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。契約変更議案が1件、補正予算案が1件、決算認定が1件でございます。なお、平成30年度決算主要施策説明書を併せて提出いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当が説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め60分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑につきましては、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、通告順に従い発言を許します。

17番、三浦 讓君。

〔17番 三浦 讓君登壇〕

○17番（三浦 讓君） 皆さん、おはようございます。筑西市の三浦 讓です。早速質問に入りたいと思います。

私の質問の1番目は、救急搬送の状況であります。救急搬送に関して、この環境の変化が、西部メ

ディカルセンターが開院して1年たつわけで、それによってどのような搬送の変化があったかというところを伺ってまいりたいと思いますけれども、まず大前提として私の疑問点を話しますと、メディカルセンターができたのはできたのですが、市民の反応はというと、肯定的な、喜んでいる声もあれば、批判的な、不満の声もたくさんあるということで、実際の救急現場ではこの病院との関係、あるいは救急隊の活動の内容、そういうところでどうなっているのか、これをよく見なければならぬということで質問をするわけであります。

その1つ目として、西部メディカルセンターが稼働してから、そしてその前と比較すると、搬送時間がどうなっているか。簡単に言えば、短縮がされているのかどうかということであります。西部メディカルセンターだけではなくて、桜川地域医療センター、同時に開院しております。それから、ほかの病院もあります。こうした中で西部メディカルセンターは2次救急の中核という位置づけで行われているわけですが、その役割がこの1年間、どのように果たしているか。救急現場から見た面を質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君の質問に答弁願います。

杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） 三浦議員の質問にお答えさせていただきます。

西部メディカルセンター稼働前後の搬送につきましては、稼働前の平成29年10月から平成30年9月までの1年間におきまして、覚知から病院収容まで45分27秒でございました。また、稼働後の1年間におきましては43分10秒となっております。1つの救急告示病院の減少、あるいは年々救急件数の増加、そしてまた救急救命士の特定行為の増加など、様々な要因がありましたけれども、結果的に搬送時間は2分17秒の短縮となっております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 全体的には、救急搬送の時間が短縮されているということであります。大きな地域の変化というのは西部メディカルセンターができた。先ほど言ったとおりですが、この短縮した要因というのはどういうことなのでしょう。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） お答えさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、病院は筑西市民病院と県西総合病院の再編成ということで、位置関係は変わっております。しかしながら、全体の搬送時間がデータ上で大きな効果があらわれているということがございますので、県西部メディカルセンターの開業が一番大きな要因であるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 分かりました。メディカルセンターが役割を一定果たしているということの
あらわれかなというふうに理解をいたしました。

それでは、2つ目の質問ですけれども、私はこれを聞くにあたって救急患者の受け入れ、特に西部
メディカルセンターができて、それで今まで開院前の救急隊が患者をどこに運ぼうかといった判断を
するとき、いろいろと取り決めがあるし、病院との事前の打ち合わせ、そういうものがあると思う
のですが、メディカルセンターはこの3市にとっては非常に近い、地元の2次救急ですけれども、こ
の受け入れ態勢についての取り決め、受け入れ態勢です。それは、どういうふうになっているのかと
いうことをお尋ねいたします。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） 答弁申し上げます。

搬送先医療機関の選定につきましては、まず第一に患者あるいは傷病者の症状をしっかりと観察し、
その容体に合った医療機関を選定するということが救急隊の活動の原則でございます。患者、家族が
希望されている場合でも、患者の状態によっては医療機関の搬送が、希望された医療機関への搬送と
いうことが沿えないこともありますけれども、救急隊は先ほど申し上げましたように、症状によって
病院を決定している。あとは、かかりつけ等、容体が、状態が悪い場合、そういった総合的な判断の
もとに搬送してございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 市民の受けとめ方としては、この不満を持っている、メディカルセンターに
対する不満を持っている一つの要因として、西部メディカルセンターは24時間365日、救急患者、地元
の患者は受け入れますというふれ込みだったのです。ですから、当然市民の期待としては、いざ具合
が悪くなった、救急車を呼んだときに、メディカルセンターに運んでもらえるはずだという、言っ
てみれば思い込み、そういう理解の仕方をしている人が非常に多いという現状があります。それに対し
て、実際には、今消防長がおっしゃられたように、症状によって医療機関を選んで運ぶというこ
とですから、そこが市民の理解と救急現場のやり方とのずれがあるわけなのです。これをやっぱりはっき
りさせなくては、市民にここをはっきりさせなくてはならないのではないかなというのは、私が持っ
ている課題だと思っております。

もう一回聞きますけれども、西部メディカルセンターとの打ち合わせで、こういう患者はメディカ
ルセンターだとかといったような取り決めとか、そういうものはどういふふうになっているのでしょ
うか。それとも、その別なく、メディカルセンターとか何か別なく、先ほどおっしゃったような症
状と医療機関のマッチング、これを最優先するのだということなのか。この辺、市民の理解のずれを
直していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） ご答弁申し上げます。

救急隊と西部メディカルセンターにおきましては、救急勉強会ということで毎月実施しております。また、救急部内科の医師を中心とした医師を中心に救急活動の結果についても検証をしていただいております。救急隊員と医療機関の関係者との間に顔の見える関係を構築するとともに、医師による救急隊への指示、指導、助言体制を充実させるなど連携強化にも取り組んでいるところでございます。先ほど質問にもありましたけれども、やはり病院の選定につきましては患者の容体、そしてかかりつけ、そういった重症度の度合い、いろいろなものを総合的に判断しながら、こういった検証会等を通じて、医師の指導、助言をいただきながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 分かりました。やはりあくまで患者の容体を一番最優先にして搬送先を選んでいると。その上で、メディカルセンターとの結果の検証も行っているということなわけですね。

もうちょっと立ち入って聞きますけれども、その連携の検証については、メディカルセンターに搬送した部分についてなのか、それともほかの医療機関にも運んだ全体の検証なのでしょうか。あと、その頻度ですね、月に1回なのかどうなのか。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） ご答弁申し上げます。

この検証につきましては、他の病院についても同様で、自治医大であるとか筑波メディカルであるとか、新小山市民病院、いろんな大きな病院では検証を実施して、医師の指導、助言をいただいております。

以上でございます。

〔「頻度について」と言う人あり〕

○消防本部消防長（杉山貞夫君） ご答弁申し上げます。

頻度については、月1回でございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） よく分かりました。

次に、3点目ですけれども、ここからが住民の理解も非常に大事な部分だと私は思っているのですが、この疑問点というのは、救急車が現場に到着してから発車するまでに30分ぐらいはかかっているよというのが一般的に我々が聞いているところなのですが、なぜ30分かかるといふ疑問なのです。メディカルセンターが近くにできたのだから、今までよりはもっと早いだろうとみんなが期待していました。もちろん先ほど1番目の答弁で、短くなっているということははっきりしております。ただ、市民の疑問点、不満点というのはまだまだ残っているわけです。

それで、救急活動とか病院とのどういうことを救急患者に対してやっているかというのは、いろいろ聞く機会がありますけれども、まだまだよく分かりません。救急隊が現場に到着してからただ待っているわけではないはずなので、どういう処置などを行っているのかということもしっかりと押さえておかなければならないと思いますので、その点ご説明よろしく願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） ご答弁申し上げます。

救急車のいわゆる現場の滞在時間というような内容かと思えますけれども、これにつきましては先ほども言いましたけれども、救急隊は傷病者の容体に合った医療機関を選定するため、まず車内で傷病者の全身を観察したり、また会話が可能であれば必要な問診や処置を行います。その活動の結果から、適正な医療機関を選定し、受け入れ可否の連絡をとり、回答を得た上で搬送先を決定し、搬送を開始することになります。もちろん休日及び夜間等において診療科目が少ない場合や救急患者が重複したりする場合には、現場を出発するまでの時間が長くなる場合もございますが、適切な医療機関に搬送するために必要なことを実施している重要な時間であるということをご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 重要な時間というふうに言われまして、ただ待っているのではなくて、非常に重要。確かに命に関わる問題ですから、そのための処置をとっているのだなということが分かります。

そして、救急隊員は、その現場でどういう処置をしていくのかということについていろいろと研修を受けているかと思えます。その中には、専門的な資格が必要なもの、こういったこともあると思えます。救急の高度化がいろいろとマスコミでも取り上げられておりますけれども、その救急隊員、それに関わるスタッフ、今はどういう研修を受けて、どういう専門的なスキルを身につけて患者に当たっているのかということをご説明いただきたいということと、それからあと患者の家族にとって、そういったことは何も分かりません。待たされているということで非常に不安になる。こういった場合に、患者はもちろんですけれども、あと家族です。家族などにその救急現場で、非常に忙しい現場で家族などに説明するというのはどうなのかという、私もよく分かりませんが、それは研修の中で説明というのはどういうふうになっているのか。それから、実際には非常に目まぐるしい現場でどうなのかということ、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在は、ほぼ救急救命士が同乗し、場合によっては2名乗車というような形で救急活動をしております。そういった中で、現在特定行為と言われるものがございまして、心肺機能停止傷病者に対する

気道確保、あるいは同じく心肺停止傷病者に対する静脈路確保のための輸液、また3点目には薬剤投与認定救命士による薬剤の投与、4点目が気管挿管認定救命士による気管内チューブによる気道確保、5点目は心肺機能停止前の重度傷病者に対する救命士による乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液、6点目が心肺停止前の重症者に対する低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、このような特定行為というものがございます。その他としまして、消防本部の現在の救急救命士の再教育プログラムというのがございます、128単位を取得しなければならない。2年間で128単位を取得しなければならないというようなことが指導されております。そういった関係で、いろんな行事、毎年外傷セミナー、集団災害セミナー、アメリカ心臓協会認定のBLS、ACLSなど、様々な救急に係る勉強会を企画、開催しながら、多くの受講者、インストラクターを配している状況でございます。

また、患者への家族の対応等につきましては、当然観察処置を全て省略して搬送を優先しなければならない状況等もあります。しかしながら、常日ごろから住民の皆様には不安、不快な思いをさせない活動を心がけるよう、職員に対して指導を徹底しているところでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） いろんな専門的な研修を行って身につけていると。その中で救急車の中で処置をとっているということなのですね。非常に細かく教えていただきましてありがとうございます。

一般には、なかなか救急隊がどういうスキルを身につけて当たっているかが分かりませんので、ただ心配するだけです。時間待たされると、まだか、まだかという気持ちばかりになるわけです。特にやっぱり患者や家族が心配している中で、どういう処置を今やっていますとかといったことが、短時間でも言っていただければ、もっともっと安心感があるかなとは思いますが。これは現場の判断でしょうけれども、極力何らかの方法でとればいいなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、4点目ですけれども、こうした救急活動、救急隊の活動、これに市民の理解がないと、やはり医療への不信感というのが募ったままなのです。それで、救急車を呼ぶときはこれこれをよく考えてから119番して下さいよといったような周知はあります。非常に軽症の場合には、かかりつけのところにまず連絡して下さいとか、いろいろあります。ただ、この救急隊がどう活動しているかという部分については余り知らされない。周知の場が少ないです。ですから、その辺も何らかの形で今までよりも周知をすることによって、こういった不安を解消する。それから、救急車と病院との搬送の関係、こういったことも理解が進むのではないかなというふうに思います。この辺の周知についてはいかがでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 杉山消防長。

○消防本部消防長（杉山貞夫君） ただいまのご質問にお答えします。

救急講習会や避難訓練など様々なイベント、またはホームページ、ポスターなどを通じて救急活動

に対する理解促進を図っておりますけれども、ただいまのお話にありましたように、まだまだ足りない部分もあるのかというふうに考えておりますので、今後さらにそういった広報活動についても展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次に2つ目の質問です。プラスチックごみの収集処理について伺ってまいります。ご承知のように、海洋汚染のマイクロプラスチックの問題などで市民の関心が非常に高まってきております。こういった関心の高まりから、私もこれどうやっているのと、行政ではどうやっているのという質問を受けております。そういったことで今回質問するわけですけれども、ペットボトルのリサイクルについては一定進んでおりますけれども、プラスチック容器、包装容器ですね、リサイクルマークでプラと書いてある、そういうトレイなどの容器については余り進んでおりません。リサイクルができるのだけれども、それがごみとしてただ燃やされていくという状況にあるわけですけれども、まずこれらのプラスチックごみの現在の収集処理について、分別や処理、これについてはどうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（仁平正巳君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） 三浦議員の質問に答弁させていただきます。

プラスチックごみのうち、先ほど議員がおっしゃいましたように、ペットボトルにつきましては関係市において分別収集され、環境センターで圧縮こん包して、再生処理業者に引き渡されております。平成30年度には、約347トンが再生利用されております。今ご質問にありましたペットボトル以外のプラスチックごみにつきましては、結城市のみ白色トレイ、カップ麺容器及び卵のパックなどがリサイクルされております。しかし、それ以外につきましては、ほとんどは関係市において委託業者等により可燃ごみとして収集され、環境センターで焼却されている状態です。平成30年度の数字ですが、結城市において約11.2トンのプラスチックごみがリサイクルされました。環境センターにおいて焼却処理されたビニール、プラスチックごみなのですが、これはほかの可燃物と混合して入ってきますので、あくまでも推測、組成分析結果から推測した数字なのですが、約1万5,500トンのビニール、プラスチックごみが環境センターで焼却されたと推定されています。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 量としては、物自体が軽いですから、重量での割合というのは非常に低いのかなとは思いますが、しかし量的には軽くても全体で1万5,500トンという膨大な数字になるのだなということが分かりました。

現在結城市さんだけでリサイクルに、このプラ容器が取り組んでいるということですが、環

境センターであとは燃やしてしまうわけですから、それに経費がかかる。これを構成3市で足並みをそろえるといったようなことはどうなのでしょう。

○議長（仁平正巳君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） お答えいたします。

現在の収集体制の中でビニール、プラスチックを分別することは可能かとは思われますが、この収集したビニール、プラスチックをリサイクルの流れに乗せるには非常に手間がかかる側面がございます。いわゆる汚れたプラスチックというのは、もう埋め立てをするか、焼却処分するか、今の技術ではほかに処理のしようがございません。そういったところがネックになっておりまして、ほかの市ではなかなか分別収集が進んでいないと。これは私の推測ではありますが。ただ、今後そのような取り組みをしていかなければならないなというふうには感じております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） プラスチックごみについては、目下環境問題の最たるものになってきているわけですが、確かに問題点はあるようです。

そこで、2つ目の質問で、こういう収集処理についての取り組んでいる先進事例、こういったものがありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（仁平正巳君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） お答えいたします。

自治体による取り組みといたしましては、主に廃棄量の削減、それからマテリアルリサイクル、これは素材として原料を再度使えるようにするという事です。及びサーマルリサイクル、これは焼却処理をした熱を回収するという事です。この3種類が現在進められております。廃棄量の削減といたしましては、具体的にはレジ袋の有料化等により使い捨てプラスチックを削減する。これが一番具体的な事例です。次に、マテリアルリサイクルといたしましては、ビニール、プラスチックを分別して、容器包装リサイクル法に基づいて指定された再生処理業者に引き渡し、工業製品の材料等に使用することで再生利用することを指しております。先ほど申し上げましたが、マテリアルリサイクルにつきましては不純物の少ないきれいなプラスチックでなければ処理が困難であるため、汚れたプラスチックは埋め立て、もしくは焼却するしかございません。ただ、せっかく焼却するのであれば、その熱を非常にプラスチックはカロリーが高いので、熱を回収して利用すれば、化石燃料の消費を減らして、二酸化炭素排出量の削減につながります。この点に目をつけたのがサーマルリサイクルということです。現在環境センターでは、主にこのサーマルリサイクルが行われており、ごみを焼却する際の熱を発電及び筑西遊湯館の熱源として利用しております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 一定遊湯館のお湯になっているということですので、有用性もあるということになるわけですが、実際に取り組んでいるその地域とか、そういったところではどうでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） お答えいたします。

先進事例といたしましては、主に首都圏が多いのですが、先ほど申し上げましたマテリアルリサイクル以外に、これはケミカルリサイクルといいまして、ビニール、プラスチック類を科学的に違う分子レベルまで分解しまして、燃料にするであるとか、ガスにするであるとか、そういった取り組みもごございます。ただ、これにつきましてはその過程で非常に経費がかかるというデメリットもごございます。今後この筑西広域圏でも様々な先進地事例を見ながら、取り組んでいけるものを模索していくという必要はあると感じております。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） このプラスチックごみが簡単に解決するのであれば海洋汚染はないわけで、非常に難しいというのが大前提です。

それで、国際的にも自国で処理するよというにということに義務づけられておりますので、今まで日本が中国などに輸出していくという事はできなくなって、そうすると国全体でも、我が国全体でも一定の方向を出していかななくてはならないということになるわけですが、現在のこうした方向性、これにこの筑西広域もいろいろとそれに合わせて動かなければならないわけですから、今後の方向性、そして課題は幾らでもありますが、課題も併せてお答えいただきたいと思っております。

○議長（仁平正巳君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） 答弁申し上げます。

先ほど議員さんからおっしゃられた中国の輸入の禁止、これに伴いまして国のほうからは、今まで産業廃棄物として処理をしていた事業系のプラスチックごみも今だぶついている状態ですので、それに対処するために環境センターのような一般廃棄物処理施設においても、そういったプラスチックごみを処理できるように検討して下さいという通知が今年の5月に来ております。ただ、様々な問題もごございます。実際にプラスチックごみを大量に燃やしますと炉が傷むと。そのため補修費用がかさむという問題もありますので、今のところその点につきましては慎重に対応したいと考えております。

昨今廃プラスチックによる海洋汚染が世界的に注目されております。また、二酸化炭素削減の喫緊の課題となっている問題もあります。世界的には廃プラスチックの焼却、それから埋め立て処理というのは見直す方向で動いております。これらを背景に、国は今年の5月にプラスチック資源循環戦略というものをご定めております。この中で使い捨てを極力減らし、再利用及び再生利用を増やす一方で、生分解性プラスチック、これは自然に戻るプラスチックです。それから、バイオマスプラスチック、これは自然由来のものからつくられたプラスチックのことです。への転換を進めることが定められて

おります。具体的な目標の一つとしては、2035年までに使用済みプラスチックを100%再利用及び再生利用することと定めております。今後この目標達成に向けて産、官、民が連携、協働していくものと思われませんが、環境センターでもこの国の施策等を常に注視し、一般廃棄物の中間処理を適切に行っていく所存です。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） ありがとうございます。非常に大きな問題で、簡単に解決しないということは分かりましたけれども、かといって放置もできないということで、私も今後さらに考えていきたいと思えます。また、いろいろと後で教えていただきたいこともありますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（仁平正巳君） 次に、16番、榎戸甲子夫君。

[16番 榎戸甲子夫君登壇]

○16番（榎戸甲子夫君） 16番、榎戸甲子夫でございます。結城の市長さん、お初にお目にかかります。どうぞよろしくお願いいたします。

結城の市長さんのご披露が先ほど管理者からありましたが、今回の質問はまさに筑西、結城に関わる水害についてございまして、皆さんご存じのように、昨今日本列島、風水害の被害が大変なものでありまして、今回の台風によりまして茨城、もちろん筑西周辺、水戸地区、そして福島、宮城と、かなりの甚大な被害をこうむったわけでありまして、そのおおむねが大きな河川から、それに流末が流れ込む小さな小川程度の川でも氾濫して、被害を出している。それと同じようなことが、実は筑西市、結城市の間に流れる田川という無堤の川がございまして、田川につきましては今回もちろん被害が出ましたが、4年前、27年の9月11日には今までに想定をしない被害がこうむったわけです。結城の小森地区と筑西市の川島地区、田川の双方の地域での被害がございました。私の取引先のある企業では、2.7メートルですから、1階部分が全て被害をこうむって、大変な災害を受けた。あるいは、小森地区のたまたま私の知り合いのおうちは、直前に家を新築しようと思って家財道具を鬼怒商のすぐ近くの倉庫に全て収納して、納屋に仮住まいをして、建築基礎工事が始まったときにあの水害を受けましたので、鬼怒商もろとも水害がございまして、家財道具の全てを失ったと、そういう被害がございました。それからたった4年の今年の10月12、13日のあの溢水によりまして、下川島地区の企業は床上1.7メートルですから、事務用品全て、これも保険屋さんの査定では1億5,000万円の被害だというふうに聞いております。

ただし、今回は小森地区は被害はほぼゼロでございまして、鬼怒商が床上70センチ程度だったということでも、これも被害ですね。ということは、この構成3市の中での出すべき質問かどうかは迷いましたが、今や構成3市で防災のかなめである消防を運営しているということでもありますので、こ

れについては当然筑西市、結城市、もちろん桜川市もそうでありましょうが、こういう水害に対する要請、県や国に対する要請、要望等、どのような進め方をなさっているのか。まず、その点をお聞きしたいと思ひまして、管理者の須藤市長と副管理者の小林市長さんにご答弁を願ひたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君の質問に答弁願ひます。

まず、須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 榎戸議員さんの質問にお答へしたいと思ひます。

田川という川自体は結城市さんの行政区でございますので、いろいろと言うことはできないのですが、しかしながら鬼怒川支線である田川からの溢水あるいは洪水によりまして、今回も結城市さんで申しわけないですが、私鬼怒商にも行かせていただきましたし、下川島の業者さんにも行かせていただきました。今のところ、これは茨城県の土木部の河川課が責任を持ってやっておるところでございます。たしか平成30年12月に各住民の方に調査票を配布いたしまして、集計しているところだと聞いているところでございます。筑西市におきましては、結城市さんとともに、田川でございますので、国及び県のほうにいろいろと要請をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 次に、小林副管理者。

○副管理者（小林 栄君） それでは、私のほうから榎戸議員のご質問にお答へいたします。

田川のまず洪水の原因といたしましては、1点目として本線である鬼怒川の増水により、鬼怒川の水が田川に逆流すること。そして、2点目としましては、それにより田川の上流から水がはけなくなり、増水するためでございます。

1点目の対策としましては、国土交通省により鬼怒川と田川の合流部付近に水門を設置するということが決定をしております。今年度より整備に向けた調査検討に着手すると伺っております。2点目の対策としましては、田川の河川管理者である茨城県が対策を講じますが、本年度につきましては河道設計業務及び地質調査等を実施すると伺っております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） この田川の問題につきましては、ここ10年どころではない、それ以前から付近住民には心配事、懸念策でありました。そして、ここ最近その被害状況が短期間で来るという。ですから、4年前のお話をしましたが、来年同じような大雨が降った場合には、同じような状況になる。今副管理者がコメントしておりましたが、今初めて聞く名前でしたが、バックウォーターというのだそうです。実は、きのう筑西市議会が鬼怒川緊急プロジェクトという国土交通省の工事が、鬼怒川の筑西寄りの何か所かの工事を説明受けまして、もちろん田川の河口、久保田地域ですね、あの辺から見まして、たまたま国土交通省の課長さんにちょっと鬼怒川以外のことで田川の件をお話ししま

したら、今副管理者がご答弁にございましたようなことをおっしゃっておられました。今通告をした後にたまたまきのう聞いたものですから、まさに小林市長がおっしゃっているとおりだと思います。

そこで、私があえて申し上げたいのは、これには要請をしました、陳情しました、国もこうして言いましたと言っても、実はこういう現場は全国津々浦々にかなりの数万と言えるくらいの箇所があるそうです。そうなりますと、管理者の方々に申し上げたいのは、もちろん桜川市もそうです。このたびは亡くなった方もおられる、水害によって。ということは、これは政治力だと思うのです。ましてや我々構成3市で筑西広域市町村圏事務組合というものをつくり、運営をしているわけですから、この3者の管理者、副管理者が束になって、束になってといいますか、団結をして、国や県に強い力を発揮しなければ、今設計の段階ですとあって、来年も設計なのか。調査も来年。そういうことはもう常に我々の情報に入ってきているわけです。ですから、これも言いようによっては三位一体、いわゆるこの構成3市は運命共同体です。そういうところで田川に発し、そして鬼怒川、小貝川、あるいは桜川という、そういう河川の恵みを受けると同時に大変リスクをしょっている地域でもありますから、ここで私は須藤市長、小林市長、そして大塚市長にお願いしたいのは、どうか政治力をここで発揮していただいて、もちろん我々の上部には県という機関がありますし、そして国があります。我々市民は、市民でありながら茨城県民であり、日本国民でありますから、これは予算を要請するのにももちろん県議会の先生も必要ですし、代議士の先生も必要でありますから、お三方の政治力を団結して強力な推進力をもって、この田川問題、もちろん桜川にかかるあの観音川地域とていつどうなるか分からない状態でありますから。そういうことを一説私述べてしまいましたが、お二方のご答弁をいただいて、大体私は納得はしましたし、期待をしております。

そこで、もう一人の副管理者であります大塚市長さん、何かコメントございましたら、意気込みとか、一言お願いいたします。突然で申しわけありません。

○議長（仁平正巳君） 大塚副管理者。

○副管理者（大塚秀喜君） お二人の力をおかりして、国、県に強力に要望活動していきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 突然で済みません。最後に申し上げたいのは、やはりこの地域、本当に一致団結した力を及ぼすのも、それも政治の力の発揮どころだと、そういうことをお願いして、次の質問に入ります。

次に、溶融スラグの現況はということでセンター長にお願いを申し上げます。この溶融スラグにつきましては、いわゆる私は愛着がございまして、あの環境センターに溶融スラグが発生したところから何度か質問に立っておりまして、当時はせつかくこのようなお宝が出ているのに、消費されない。よって、最終処分費を数千万円、億の金をかけてエコフロンティアかさま、あるいは山形県のほうにまでお持ちになっていた。しばらく関心を寄せてはいなかったのですが、現在どうなっておりますか、

溶融スラグは。

○議長（仁平正巳君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） 榎戸議員の質問に答弁させていただきます。

平成26年度以前は、灰溶融スラグの発生量に対する売却量が40%から60%で推移しておりました。そのため処分費用も平均で年間3,300万円ほどかかっておりました。しかし、平成27年度以降、新たに溶融スラグを活用した再生路盤材が茨城県リサイクル建設資材として認定されたこともありまして、ほぼ100%が売却されております。平成30年度の灰溶融スラグに係る最終処分費用は178万4,335円でありました。これは、灰溶融スラグを生産する際に不可避免的にどうしても発生する再利用できない粗スラグの処分費であります。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） やっと県の認可をいただきまして、27年からほぼ100%溶融スラグがはけると、このような答弁をいただきまして、大変うれしく思います。

築田センター長の何代か前のセンター長さんが、私質問しましたときには、十分にはけないので、私が3市に出向いてセールスをするという、そういう答弁をいただいた時期もございました。以来、何年かたちまして、今100%はけると。その溶融スラグが今トン100円で引き取ってくれるわけですが、いわゆるストックヤードは別に砕石と同じような感覚で、今回の水害にどうなったか見てまいりましたら、やはりしっかりとした砕石同様なものですから、水害に、水にさらされても少しも崩れたり汚れたりしなかったのです。ということは、今後構成3市の首長さんもおりますので、これは公的な工事に、設計図書に一言スラグ可と書けば、どんどん我々3市で燃やしたごみの中から出るスラグが建築資材として大いに活用できるわけありますから、これは今センター長がおっしゃいましたように、よくぞここまでたどり着けたというふうに私は労をねぎらいたいと思います。今後ともどんどんはけるように、3市の市長さん方をお願いをして、次の質問に入ります。

3番目、遊湯館の運営についてお尋ねをします。先ほど市長のご挨拶の中に、遊湯館のお客様が減ったと。要因は、例年より気温が上がらない日が続いたことが、利用者が減ったと推測をしているわけですが、と同時に私はつい最近、10月22日に川島在住のお二方に同じことを言われました。何とかしてくれよ、遊湯館。どういうことと聞きましたらば、熱いシャワーと冷たいシャワーが交互に出してしまう。ということは、一体遊湯館の危機管理とか、メンテナンスとか、そういうことに関しては細やかな目が向けていないのではないかと。本来であれば、これが私ごとの民間のああいふ施設でしたら、とっさにクレームをつけます。ところが、遊湯館という公設民営の形をとっているのです、その市民の方もダイレクトに即座に言えなくて、広域議員の私にそういう愚痴をこぼすのです。これはひどいよということなのです。ですから、そういうことを聞きますと、最近のこの遊湯館の特にシャワーの不具合などを認識しているかどうか、お答え願います。

○議長（仁平正巳君） 齋藤遊湯館長。

○筑西遊湯館館長（齋藤唯久君） 榎戸議員さんのメンテナンスについてということで、現在機器等のメンテナンスにつきましては運営ができる最低限の予算で工事や修繕を行っておるところでございます。

施設も16年経過しておりますので、予期せぬ故障なども多く発生しておりますが、営業に支障を来しておる故障はまだ発生しておりません。しかし、いつ大きな故障などが発生するか予測がつかない状況でもございますので、そのようなことから今年度業務委託として施設修繕計画書作成業務、これ建物や機械類を進めているところでございます。これは、施設の特性或部位、部材の役割に応じて効率的に施設整備を行うために、現状の劣化診断を行った上で施設の維持、水準や優先度などの考え方を明確にし、予算化などに反映させるためのものの計画書作成を専門業者に依頼したところでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ご答弁ごもっともですが、いかにも公設の方の責任者のお答えだというふうに私は思うのです。年次計画とか、コンスタントにそういう会議をしていますよというのは一つのご答弁でしょうが、こういう機械等、ましてや遊湯館の営業体質上、裸です。無防備です。何があると人体にダイレクトに及ぶのです。熱いシャワーを頭にかぶってみたり、急に冷たい水が出てしまったりする。そういうことですから、年次計画ではないのです。もっと簡単に言うと、毎日毎日がこれは危機管理をあなた方がそれを受けているコスモスポーツといたしましたか、その会社にそういうことを常に申し上げていないと、そういう不備があってしまうのです。

冒頭申しましたように、市民が公設の遊湯館だからという意識があるので、その市民も直接言えないのです。私はそのお二方に言いましたよ、どなり込めと。これがもし民間のそういう施設だったら、その場ですぐにクレームつけるでしょう。それすらも我慢してしまうというのも、これもおかしいものだ。だから、毎月やっていますとか、こうではなくて、市民のそういう声が出たときに、市民が即座に対応してもらおう。ですから、これが、もう50代、60代の方でしたから、もし小さな皮膚の弱い乳幼児だったら、子供さんでしたら、もしかしたら火ぶくれできてしまうかもしれません。それは今後の対応としましては、何としても非常に神経質になっていただく。そのくらいの運営をしないと。

確認をしておきますが、公設民営の形をとっているわけで、いわゆる最近はやっている指定管理者制度の方式とは違うのですね。公設民営。全部委託。でも、いろいろな運営上のかなめとしては遊湯館の館長さん、あなた方が指示をしているわけですね。ですから、私が最後に申し上げたいのは、民間のもしああいうありますね、いろいろ。名前を挙げなくても。民間の日々努力をし、お客様の売り上げを下げないように努力しているのです。あなた方は、大変失礼な言い方をしますと、生ぬるいのです。ですから、それをきっちり。でないと、天候の変化ばかりではないのです。天候が、先ほど

市長おっしゃいましたが、天候以上に皆さん方の運営がきっちりしていればどんどん増えるはずです。だって、あの遊湯館と競争他者といいますか、あの近辺にありますか。ないのです。明野にある元気館が今もって盛況を呈しているというのは、そういう努力の賜物だと私は思うのです。ですから、我々が関与している遊湯館と元気館、常に比較対象した目を持っているのです。ですから、今後とももっと神経質になるというのはお客様本位です。そういうことで、ぜひとも運営に一つのミスもなく、安全を保った遊湯館にさせていただきたい。それをお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時30分

○議長（仁平正巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 日程第3、議案第9号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

杉山消防長。

〔消防本部消防長 杉山貞夫君登壇〕

○消防本部消防長（杉山貞夫君） 議案第9号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

平成30年第2回筑西広域市町村圏事務組合臨時議会において議決を受けて締結した筑西消防署川島分署新築工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の名称、筑西消防署川島分署新築工事。議決年月日、平成30年12月20日。

2、変更の内容、変更前の工期、平成32年1月31日まで。変更後の工期、令和2年6月30日まででございます。

変更理由につきましては、工事着工後、地盤改良の工法変更に伴い、予定の工期内の完成が不可能になったためでございます。地盤改良につきましては、専門家からの意見を聴取するなど検討に期間を要したことから、請負業者から当初の工程で予定していた工事内容を一部キャンセルしたため、工期が遅延しているとの訴えはありました。しかし、本年7月の組合臨時会の時点では特殊なクレーン等の手配が必要なため、工程が組めないとのことであり、工期の変更は行いませんでした。令和元年8月30日、請負業者により正式に工期延長の申し出があり、協議の上、令和2年1月31日までの工期を5カ月間延長し、令和2年6月30日に変更をお願いするものでございます。

次のページをご覧ください。参考資料としまして、筑西消防署川島分署新築工事概要についてお示しいたしましたので、ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号 工事請負契約の一部変更について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第4、議案第10号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

○事務局長（福田 洋君） それでは、ご説明いたします。

議案第10号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,713万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,057万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

今回の補正予算の概要でございますが、まず1点目は平成31年4月1日付人事異動に伴います繰越金の増額を含めた人件費補正でございます。

2点目は、筑西消防署川島分署建設事業の工事の工期延長に伴う継続費の延長並びに消防費の減額補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表、継続費補正で、1、変更でございます。ここで訂正がございます。本日お手元に配付させていただきました正誤表のとおり、7ページの継続費の補正後の総額及び令和2年度年割額の数字に誤りがございましたので、おわびを申し上げ、訂正させていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、続けさせていただきます。款5項1消防費、事業名、筑西消防署川島分署建設事業の補正前の総事業費9億5,800万円を、平成29年度から令和元年度までの3カ年事業を予定し、年割額としておりましたけれども、工期延長に伴い年割額を令和2年度までに変更し、併せて補正後の総額を8億6,831万6,000円に、令和元年度の年割額を924万円に、令和2年度の年割額を4億5,387万6,000円にそれぞれ変更をお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債補正で、1、廃止でございます。これは、今年度の筑西消防署川島分署建設事業費を大幅に減額することから、起債の必要がなくなったため、補正前の限度額3億9,560万円全額を減額し、地方債の廃止をお願いするものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じます。2、歳入でございます。平成31年4月1日付人事異動に伴い、款1項1分賦金、目1議会費総務費分賦金につきまして1,471万3,000円の減額、目2公園費分賦金561万3,000円の増額、目3衛生費分賦金910万円の増額の組みかえと、併せて款6項1目1繰越金642万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款1項1分賦金、目4消防費分賦金1億4,796万円の減額は、筑西消防署川島分署建設事業が工期延長に伴う継続費の延長及び年割額の変更をするため、消防費の減額をお願いするものでございます。

続いて、款8項1組合債、目3消防債3億9,560万円の減額は、こちらも継続費の年割額変更に伴い、今年度の建設事業費を大幅に減額することから、起債の必要がなくなり、減額をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,354万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは、平成31年4月1日付人事異動による事務局の職員給与関係経費で、今年度退職予定の職員を含む給与及び職員手当等の高い職員が転出し、給料及び職員手当等の低い職員が異動したことによる減額をお願いするものでございます。

また、筑西市から職員の派遣があることから、負担金として1,131万円の増額をお願いするもので、

財源が不足することから繰越金642万5,000円の増額で対応するものでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目3筑西遊湯館費526万円の増額をお願いするものでございます。これは、4月1日付人事異動により、筑西遊湯館の職員給与関係経費で退職予定者が異動になったことから、退職手当特別負担金が発生するため、増額をお願いするものでございます。

次に、款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費561万3,000円の増額でございます。これは、4月1日付人事異動による県西総合公園の職員給与関係経費で、職員1名が増になったことや、給料及び職員手当等の低い職員が転出し、給料及び職員手当等の高い職員が転入したことによる増額をお願いするものでございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費848万円の増額でございます。こちらも4月1日付人事異動によります環境センターごみ処理施設費の職員給与関係経費で1名が増となったことによるものでございます。

次に、款4衛生費、項3火葬場費、目1きぬ聖苑費62万円の増額は、きぬ聖苑の職員給与関係経費で、4月1日付で職員1名が昇任昇格となったことから、増額をお願いするものでございます。

ここまでが人事異動に伴う補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。款5項1消防費、目3消防庁舎建設費5億4,356万円の減額をお願いするものでございます。これは、歳入でもお話しさせていただきましたが、筑西消防署川島分署建設事業が工期延長に伴い、継続費の延長及び年割額の変更をするため、令和元年度の消防費の減額をお願いするものでございます。

以上のことから、歳入歳出それぞれ5億3,713万5,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

静粛に願います。

議案第10号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第5、認定第1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

○事務局長（福田 洋君） それでは、認定第1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度下記各会計決算を、監査委員の審査意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

記

- 1 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算
- 2 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算でございます。

平成30年度決算に係る施策とその成果につきましては、特徴的なところを説明させていただきたいと存じます。恐れ入りますが、平成30年度決算主要施策説明書によりご説明申し上げたいと存じますので、決算主要施策説明書をご用意したいと存じます。平成30年度の財政運営並びに予算執行にあたりましては、一般会計におきましては施設の利用収入及び事業収入増に努め、財源の大部分が関係市の分賦金であることから、限られた財源で最大の効果が得られるよう、費用対効果を念頭に効率的な執行に努めてまいりました。

また、筑西ふるさと市町村圏特別会計につきましては、平成31年3月31日をもって筑西ふるさと市町村圏事業の終了に伴い、基金を清算し、廃止いたしました。平成30年度につきましても国債、政府保証債等による運用による事業を執行いたしました。

3ページをご覧ください。第1表、平成30年度各会計決算報告でございます。一般会計は、歳入62億6,830万2,472円に対し、歳出56億7,596万4,264円で、歳入歳出差引額5億9,233万8,208円でございます。筑西ふるさと市町村圏特別会計では、歳入2億3,277万4,732円に対し、歳出が同額でございますので、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。2会計の歳入合計は65億107万7,204円、歳出合計59億873万8,996円で、歳入歳出差引額合計が5億9,233万8,208円でございます。

各会計の決算前年度対比については第2表のとおりでございます。また、歳入歳出決算の推移につきましては、4ページの第3表のとおりとなっております。

5ページをお願いいたします。一般会計でございます。上段の一般会計平成30年度収支状況の表にございますとおり、前年度と比較いたしますと歳入総額は1億1,176万2,049円、1.8%の減、歳出総額

は2億957万9,750円、3.6%の減でございました。歳入歳出差引額は9,781万7,701円、19.8%の増。また、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費繰越額3,035万400円がございました。これを除いた金額5億6,198万7,808円が実質収支額で、前年度に対し1億746万7,301円、23.6%の増となっております。

続きまして、下段の一般会計歳入決算額の表をご覧願います。決算額歳入合計62億6,830万2,472円、予算現額に対し収入率103.7%、2億2,255万2,472円の歳入増でございました。

6ページをお願いいたします。平成30年度分賦金決算一覧でございました。決算額合計48億984万3,052円、予算現額に対し収入率100%でございました。構成比は、科目4消防費が53.4%、科目3-2清掃費36.6%となっております。また、歳入決算合計額の76.7%を占めております。

下段は、目的別関係市分賦金決算一覧でございました。3市それぞれの分賦金決算額は、結城市12億1,418万2,000円、分賦金全体の25.3%、筑西市が25億3,134万9,052円、52.6%、桜川市が10億6,431万2,000円で22.1%となっております。

7ページからは、各歳入科目に対する利用状況や概要を掲載しております。7ページ1行目の(2)、使用料及び手数料は、各施設の使用料と衛生手数料及び消防手数料で、決算額4億5,402万2,169円で、予算現額に対し収入率106%、2,584万4,169円の歳入増となっております。

まず、筑西遊湯館使用料では、決算額8,439万5,300円で、予算現額に対し収入率98.9%、89万6,700円の歳入減となりました。これは、一般施設使用料と和室・研修室使用料の利用者の減少によるものです。利用状況につきましては、7ページ下段から8ページ上段にございます平成30年度筑西遊湯館利用状況の表のとおりでございます。

8ページの中ほどをお願いいたします。県西総合公園使用料で、決算額251万6,380円、予算現額に対し収入率122%、45万4,380円の歳入増となりました。これは、バーベキュー施設使用料、野外ステージ使用料、ターゲットバードゴルフ使用料、多目的運動広場使用料におきまして、それぞれ利用者増によるものでございます。

利用状況につきましては、9ページ上段の平成30年度県西総合公園利用状況の表のとおりでございます。

9ページの中ほどをお願いいたします。きぬ聖苑使用料は、決算額3,510万6,500円、予算現額に対し収入率87.7%、490万4,500円の歳入減となりました。これは、圏域内火葬場使用料で歳入増となったものの、圏域外火葬場使用料と斎場使用料と待合室使用料で歳入減となったことによるものでございます。利用状況につきましては、10ページ上段と、中ほどにございます平成30年度火葬場利用状況及び斎場利用状況の表のとおりでございます。

次に、10ページ下段の手数料でございます。まず、清掃手数料は、し尿とごみの処分手数料で、決算額は3億2,320万2,929円となりました。内訳で、し尿処分手数料の決算額が1,355万3,329円、予算現額に対し収入率104.8%、61万5,329円の歳入増となっております。し尿の受け入れ状況は、11ペー

ジの平成30年度し尿及び浄化槽汚泥受入状況の表のとおりでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。12ページのごみ処分手数料の決算額は3億964万9,600円で、そのうち事業系ごみ処分手数料が2億9,110万6,200円、予算現額に対し収入率108.9%、2,374万6,200円の歳入増となりました。家庭ごみ持ち込みによる一般ごみ処分手数料は1,854万3,400円、予算現額に対し収入率141.8%、546万3,400円の歳入増となりました。持ち込みごみ受け入れ量は1万6,409.65トンで、前年度に対し584.78トンの増となっております。ごみ受け入れ状況につきましては、13ページの平成30年ごみ受け入れ状況の表のとおりでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。14ページの消防手数料の決算額は478万2,000円、予算現額に対し収入率139.4%、135万2,000円の歳入増となりました。これは、危険物変更許可手数料と危険物変更完成検査手数料が増額となったことが主なものでございます。

各種消防手数料の詳細につきましては、14ページ中ほどの平成30年度消防手数料一覧の表のとおりでございます。

次に、同ページ下段の(3)、国庫支出金は、環境センターし尿処理施設基幹的設備改良事業に係る長寿命化計画作成及び仕様書作成発注支援業務委託に対する循環型社会形成推進交付金で、決算額493万2,000円、予算現額と同額となっております。

続いて、桜川消防署真壁分署に配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車及び筑西消防署に配備の災害対応特殊救急自動車購入に係る救急消防援助隊設備整備費補助金で決算額2,497万3,000円、予算現額と同額でございます。

次に、15ページ中ほどの(4)、県支出金は、県西総合公園の指定管理に伴う県委託金で、決算額3,338万6,000円、予算現額に対し収入率102.2%、71万円の歳入増となりました。

次に、(5)、財産収入は、土地貸付収入で決算額110万2,304円、予算現額に対し収入率106.1%、6万3,304円の歳入増となっております。これは、平成27年7月から環境センター西側の最終処分場用地2万378平方メートルを溶融スラグのストックヤード、路盤材製造スペース及び製品置き場として、隣接の関東道路株式会社へ貸し出したことによる土地貸付収入に加え、国土交通省による新川島橋耐震補強工事の際に筑西遊湯館の敷地の一部を現場事務所設置箇所として貸し出したことに伴う土地貸付収入6万3,304円を加えたものでございます。

次に、(6)、繰越金は前年度からの繰越金で、決算額4億9,452万507円、予算現額に対し収入率189.7%、2億3,379万3,507円の増となりました。これは、環境センターに係る清掃費で2億4,396万3,675円、消防費で1億8,273万3,849円、それぞれ増額となったことによるものでございます。

次に、諸収入でございます。預金利子及び各施設における雑収入で、決算額は1億6,865万4,717円で、予算現額に対し収入率134.3%、4,306万9,717円の歳入増となりました。歳入増の主なものとしましては、16ページをお願いいたします。16ページ上から6行目、環境センターごみ処理施設売電量で2,699万6,245円の増、その下の環境センター鉄くず等売却代で1,359万5,048円の増、メタル売却代で

98万460円の増が主なものでございます。

環境センターごみ処理施設の売電量でございますが、16ページ上から7行目に、不納欠損額として2,180万3,146円がございまして、これは平成27年度に発生いたしました日本ロジテック協同組合倒産に伴い、環境センターごみ処理施設売電量の一部が未収入となったもので、買電料金と相殺処理をしてございますので、実際の未収金額といたしましては457万1,057円でございます。この件につきましては、昨年5月10日に配当金額が108万8,204円と確定したことから、その差額2,180万3,146円を不納欠損処理させていただいたものでございます。当初は約10%前後の配当見込みでございましたが、最終的には約23%を回収することができたものでございます。

次に、16ページ下段の(8)、組合債は、決算額2億6,820万円で、予算現額に対し収入率76.5%でございます。内訳は、消防費の災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車購入債と、筑西消防署川島分署建設事業債で、17ページ上段の平成30年度組合債内訳の表のとおりでございます。

(9)、繰入金でございます。決算額866万8,723円で、予算現額に対し収入率100%でございます。これは、筑西ふるさと市町村圏事業が廃止となったことから、筑西ふるさと市町村圏特別会計の清算に伴う一般会計への繰入金でございます。

続きまして、17ページの中ほどの2、歳出決算状況でございます。まず、(1)、目的別歳出の状況でございます。歳出決算額56億7,596万4,264円で、予算現額に対し執行率93.9%、翌年度繰越額1億1,275万400円を差し引いた2億5,703万5,336円が不用額となりました。

決算額の構成比を見ますと、環境センターに係る清掃費をはじめとした4の衛生費が22億8,264万4,551円で40.2%、5の消防費が26億6,254万5,473円で46.9%、この2つで歳出全体の87.1%を占めている状況でございます。

詳細につきましては、17ページ下段の一般会計目的別歳出決算額の表のとおりでございます。

続きまして、18ページ上段、(2)、性質別歳出の状況でございます。決算額の構成比は、人件費が23億5,977万7,926円で41.6%を占め、次いで物件費が21億9,727万6,579円で38.7%、公債費が3億5,852万4,364円で6.3%の順となりました。詳細につきましては、同ページの一般会計性質別歳出決算額及び平成30年度一般会計性質別(人件費)歳出決算額の表のとおりでございます。

続きまして、19ページ、3、主要施策の事業内容及びその効果で、まず(1)、議会費(事務局)では、決算額152万8,658円、執行率95%でございます。決算額の構成比は、議員報酬関係経費60.2%、議会活動事務費39.8%となりました。

次に、(2)、総務費では、総務費全体では決算額3億507万5,482円、執行率96%でございます。うち一般管理費(事務局)で事務局管理運営費の決算額が1億2,915万1,497円、執行率95.6%となりました。決算額の構成比は、人件費92.9%、総務課事務費3.9%、企画財政課事務費3.2%となりました。

続いて、19ページ下段、筑西遊湯館費(筑西遊湯館)では、決算額1億7,438万2,498円で、筑西遊湯館管理運営費で需用費における消耗品費の節約や委託料及び工事請負費の契約差金などにより、執

行率96.4%となっております。決算額の構成比は、人件費11.5%、管理運営費88.5%となりました。

続きまして、20ページ上段、諸費（事務局）では、決算額147万1,052円、執行率91.2%となりました。これは、平成30年7月の豪雨災害により被災した筑西市の友好都市である岡山県高梁市の支援事業に伴う経費でございます、延べ15人の消防職員を派遣してございます。

続いて、②、監査委員費（事務局）は、決算額7万435円、執行率42.9%でございます。これは、平成29年度決算審査、平成30年度定期監査及び月例出納検査の経費でございます。

次に、(3)、土木費（県西総合公園）は、決算額6,564万5,736円、これは県西総合公園管理運営費で、電気料の契約単価の見直しや植栽管理業務委託などの契約差金によりまして、執行率89.2%となりました。決算額の構成比は、人件費48.8%、管理運営費51.2%となっております。

続きまして、21ページ上段の(4)、衛生費でございます。衛生費全体では、決算額22億8,264万4,551円、執行率92.4%となりました。内訳といたしましては、①、保健衛生費（事務局）で、病院群輪番制事業で決算額2,800万1,340円、執行率100%でございます。本事業は、広域圏内の2次救急病院による重症患者の休日夜間における円滑な受け入れ態勢の確保を目的に、昭和59年9月1日から開始された補助事業で、平成30年10月の茨城県西部メディカルセンター開院に伴い、現在は4病院の共同連携による受け入れをしております。事業状況につきましては、同ページ下段の平成30年度病院群輪番制事業状況の表のとおりでございます。

続きまして、22ページ1行目にございます②、清掃費（環境センター）では、清掃費全体で決算額21億1,003万5,010円、執行率92.4%でございます。内訳で、まずし尿処理施設費では、決算額1億6,123万5,929円で、し尿処理関係経費の工業薬品の契約差金及び使用量の減、委託料における契約差金等による不用額によりまして執行率85%となっております。決算額の構成比は、人件費9.4%、し尿処理関係経費83.6%、基幹的設備改良事業7%となっております。

続いて、23ページをお願いいたします。上段のごみ処理施設費では、決算額19億4,879万9,081円で、ごみ処理施設関係経費の工業薬品の契約差金及び使用量減、電気料の入札に伴う契約単価の減額、委託料の廃棄物処分量の減に伴う減額、さらには工事請負費における契約差金などの不用額によりまして、執行率93.1%となっております。決算額の構成比は、人件費3.7%、ごみ処理関係経費96.3%となっております。また、6万42.6トンのごみ処理に係る費用といたしましては、1トン当たり3万2,456.94円の処理単価となりました。

続きまして、24ページをお願いいたします。中ほどにございます③、火葬場費（きぬ聖苑）では、決算額1億4,460万8,201円で、きぬ聖苑管理運営費の電気料で、入札に伴う契約単価の減額、工事請負費における契約差金などの不用額によりまして、執行率92%となっております。決算額の構成比は、人件費8.3%、きぬ聖苑管理運営費91.7%となっております。

続きまして、25ページの中ほどにございます(5)、消防費でございます。消防総務費では、決算額23億6,665万673円で、職員給与関係経費で早期退職者4名、退職者2名が生じたことに伴う不用額と、

消防運営事務費で消防救急無線・共同指令センター運営負担金の減額などの不用額によりまして、執行率97.9%となりました。

次に、26ページをお願いいたします。筑西消防署川島分署建設事業でございます。決算額2億9,589万4,800円、執行率73%でございます。平成29年度から3カ年の継続事業で、30年度は工事の着手及び施工監理業務委託を実施してございます。なお、平成30年度消防力の状況、平成30年度火災状況、平成30年度事故種別救急出場件数及び教育訓練の実施状況につきましては、26ページ中ほどから29ページにかけて記載した表のとおりでございます。

次に、30ページをお願いいたします。(6)、公債費は、元金で決算額3億3,976万7,807円、執行率100%でございます。利子では、決算額1,875万6,557円、執行率96.8%となりました。借入償還の状況につきましては、一般会計組合債年度末現在高状況調の表のとおりでございます。

以上で一般会計決算の説明を終わらせていただきまして、続きまして筑西ふるさと市町村圏特別会計決算についてご説明申し上げたいと存じます。

31ページをお願いいたします。筑西ふるさと市町村圏特別会計の決算額は、筑西ふるさと市町村圏特別会計平成30年度収支状況の表にございますとおり、前年度と比較しますと、歳入で2億1,483万716円、歳出で2億1,678万1,069円の増となりました。収支状況で、平成30年度歳入総額及び歳出総額は、ともに2億3,277万4,732円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロ円となっております。これは、平成31年3月31日をもって筑西ふるさと市町村圏事業を廃止し、筑西ふるさと市町村圏特別会計を清算したことによるものです。

1、歳入決算状況では、筑西ふるさと市町村圏基金1億8,640万円余りを、平成31年2月まで安全性を鑑み、国債、政府保証債及び定期預金により運用し、事業廃止に伴い有価証券の売却及び定期預金の解約をいたしました。その結果、31ページ下段の筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入決算額の表のとおりとなっております。

決算額の構成比は、2、繰入金80.9%、1、財産収入18.3%、3、繰越金0.8%の順となっております。

32ページをお願いいたします。(1)、財産収入では、決算額4,256万2,903円は、有価証券の売却益が主なもので、第217回日本高速道路保有・債務返済機構債権の売却益が2,154万5,356円、第43回国債の売却益1,810万7,398円の収入となっております。予算現額に対し収入率100%で、1,097円の増となっております。

続きまして、(2)、繰入金では、決算額1億8,825万9,324円で、予算現額とほぼ同額となっております。これは、筑西ふるさと市町村圏基金から繰入金及び筑西ふるさと市町村圏基金売却による元金の繰入金でございます。

次に、(3)、繰越金では決算額195万353円で、予算現額とほぼ同額となっております。

次に、(4)、諸収入は、預金利子、口座解約利子及びイベント実行委員会の口座解約により、決算

額2,152円、予算現額に対し収入率53.8%、1,848円の減となっております。

続きまして、2、歳出決算状況でございます。(1)、目的別歳出の状況では、歳出決算額2億3,277万4,732円で、予算現額に対し執行率100%、4,268円の不用額につきましては一般会計に繰り入れいたしました。

33ページをお願いいたします。(2)、性質別歳出の状況でございます。決算額の構成比は、補助費等が93.9%、物件費が6.1%となっております。

続きまして、3、主要施策の事業内容とその効果でございます。まず、(1)、総務費では、決算額2億3,277万4,732円、執行率100%で、内容でございますが、①、一般事務費で筑西地域職業訓練センター修繕負担金といたしまして決算額1,300万円を負担いたしました。これは、桜川市及び筑西職業訓練協会の要望によりまして、センターの修繕費の一部を負担したものでございます。また、筑西ふるさと市町村圏事業廃止に伴う基金清算により、茨城県の補助金1億円、3市の出資金1億円及び基金売却益540万円を3市へ返還いたしてございます。

次に、②、広域イベント事業の決算額250万円は、イベント「やっぺえ」の委託料でございます。

次に、③、広域文化事業では広報紙「ちくせい」を年3回発行し、決算額は241万3,800円となっております。

最後に、34ページの参考でございます小児救急医療事業費でございますが、決算額はゼロ円でございます。本事業は、準夜間及び休日における小児救急患者の医療確保を目的に、つくば市との連携にて筑波メディカルセンター病院を拠点病院といたしまして、平成16年8月1日からスタートし、平成22年4月1日からは24時間体制となったことによりまして国庫補助対象事業となり、全額が国負担となったことから、組合負担がなくなったものでございます。事業状況につきましては、下記の平成30年度小児救急医療事業状況の表のとおりでございます。

以上で認定第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 1時20分

○議長(仁平正巳君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、監査委員の審査を受けておりますので、大橋康則監査委員よりご報告をお願いいたします。

〔監査委員 大橋康則君登壇〕

○監査委員(大橋康則君) 議長より発言の許可をいただきましたので、平成30年度の決算審査につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された平成30年度の歳入歳出決算、その他政令で定める書類について審査いたしましたので、その結果について、林監査委員とともに意見を提出するものであります。

審査の対象は、平成30年度の筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の2会計であり、総収入済額が65億107万7,204円に対し、総支出済額が59億873万8,996円で、翌年度への継続費繰越額3,035万400円を除いた実質収支額は5億6,198万7,808円であります。

審査は、令和元年7月31日と8月1日の2日間であり、筑西広域市町村圏事務組合消防本部会議室において実施いたしました。

審査方法は、審査に付された決算及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数の正確性、予算の執行の適否及び内容の妥当性を主眼とし、さらに各費目及び施設ごとの関係書類及び必要な資料を提出させるとともに、関係職員から説明を求めながら慎重に審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても適正かつ妥当なものと認めたところであります。

なお、決算の概要については、別冊の平成30年度決算主要施策説明書のとおりであります。審査の過程で感じた点について、意見を述べたいと思います。

それでは、意見書の概要について説明いたします。初めに、執行状況については、限られた財源で最大の事業効果が得られるよう、効果的な予算執行に努めており、さらに機会均等の原則に沿った入札等による競争原理を働かせ、歳出の抑制を図りながら不用額を確保するなど、各業務に対する努力がうかがえました。今後も財源の大部分が関係市の分賦金であることを十分に認識し、引き続き限られた予算で最大の事業効果が上げられるよう、さらなる創意工夫を望むものであります。

また、施設の維持管理等は、長期的な施設利用と延命化を念頭に置きながら、将来を見据えた計画的かつ効果的な整備改修に努めて下さい。

続きまして、各施設に対する意見について申し上げます。まず、筑西遊湯館については、施設における運動プログラムや各種イベント等の充実により利用促進が図られ、利用者が増加するなど、日ごろから清掃や接客に力を入れている様子がうかがえます。今後も利用者の声を捉えたサービスの向上により、利用者の拡大に努めて下さい。

次に、県西総合公園ですが、各種イベントの誘致や園内の環境整備を進めたことで来園者が増加となり、有料施設全体の利用者も増加に転じております。今後も来園者の増加に向け取り組みを継続させ、子供たちが安心して利用できる遊具の適切な点検整備と子供たちの安全を守る防犯カメラのさらなる設置を検討していただきたいと思います。

次に、環境センターについては、し尿処理施設の老朽化対策として、基幹的設備改良工事による施

設延命化が図られており、ごみ処理施設についても施設の長寿命化を念頭に置きながら、将来を見据えた施設整備を進めて下さい。また、個別の持ち込みごみが増加傾向にあることから、持ち込みごみ処分に対する料金の見直しと施設の運営管理や修繕等も専門的知見に任せられる包括委託なども検討していただきたいと思います。

次に、きぬ聖苑については、家族葬など変化する葬儀形態に対して柔軟に対応し、質の高い運営がなされています。また、適切な施設管理と老朽化対策を含めた計画的な補修、整備更新等に努め、施設の運営管理など包括委託も検討していただきたいと思います。

次に、消防本部については、職員の人材育成として、専門的な知識や技術習得を積極的に行い、さらなる資質向上に努めて下さい。今後も消防防災体制及び危機管理体制の強化にご尽力をお願いします。また、署所の老朽化も進行していることから、統廃合による効率的、効果的な署所運営を目指すとともに、老朽化が激しい署所への対策と水回り及び仮眠室の勤務環境改善を目的とした施設改修を望むものであります。

次に、筑西ふるさと市町村圏事業については、平成30年度で終了となりますが、広報紙「ちくせい」や組合ホームページなど、筑西広域圏をアピールする有用な手段であることから、引き続き筑西広域圏の魅力を発信していただきたいと思います。

以上、概略であります。監査委員の意見とします。なお、詳細については、監査意見書をご参照いただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仁平正巳君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願ひます。

5番、森 正雄君。

〔5番 森 正雄君登壇〕

○5番（森 正雄君） 筑西、森正雄です。大橋監査委員さん、どうもご報告ありがとうございました。この決算にあたりましては、大橋さん、そして林監査委員さんがしっかり監査をされているということで、意見書を目通しさせていただきました。

そういうことでもありますけれども、1点だけ伺います。施策の説明書であります。15ページです。（4）の県支出金でありますけれども、これ県西公園の運営委託金ということで、指定管理料であると思っておりますけれども、この委託に指定管理につきましては当然県のほうでモニタリングといたしましうか、事務事業の評価を受けていると思っております。そういう中で、この71万円ですけれども、増額になっている要因といたしましうか、理由を伺います。あとは質問席で。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願ひます。

福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） 森議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

71万円につきましては、植栽管理分といたしまして植栽管理の処分費といたしまして追加でいた

いたものでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） 分かりました。

そうはいいましても、県のほうでもこの施設、こういった類似施設が多いということで、なかなかヒアリングの中で認められるといいましようか、そういう厳しい状況に県の財政もあると思います。そういう中で増額に至ったということでもありますけれども、参考までに関連しますので、伺いますけれども、30年度の決算で71万円、今年度どういう経過にあるのか、伺います。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） ご答弁申し上げます。

本年度につきましても、同じような金額で県のほうには通知してございますけれども、71万円につきましてはまた植栽管理の処分費用としていただきました。5年間の指定管理の期間でございまして、30年度から令和4年度まで、ちょうど5年間、その前が平成25年から29年までの5年間と、その間の指定管理料の総枠と申しますか、予算以内というのが5年間で前段の25年から29年度が1億5,193万円ほどでございました。それ以内ということで一応県のほうからは指定管理をうちと交わしてございましてけれども、このたび30年度から令和4年度に関しましては1億6,909万3,000円ということで、1,716万3,000円ほど増やしていただきました、5年間で。それにつきましては、管理者のほうからもお言葉添えをいただいたり、いろいろいたしまして、公園管理につきましてももう施設も古くなってきておりますし、修繕のほうもかかってございます。それと、樹木のほうもかなり多い本数が生えてございましたので、その辺も老木となっておりますので、その辺の処分等もございます。あと、職員のほうの人件費等も、給与等も上がってきてございますので、その辺も含めていろいろと見ていただきたいというふうな要請をさせていただきまして、今回金額が上がってございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） 細々とありがとうございました。

実は、大山議員の関係で大井川知事さんとも懇談する機会がありまして、いろいろこういった部分でも若干話が出まして、こういう施設には厳しい目で県の予算を配分していくのだというような話をされている中で、冒頭管理者のほうからも新たな事業をこの公園に実施する県の事業があるのだというような報告をいただいて、よくやっているなという思いを持ったわけでありまして。基本的には、有効活用、今いろいろなインフラの話を局長されましたけれども、この冒頭の管理者の挨拶を見ますと、適正な維持管理、あるいは有効活用というようなところに視点を置いてやってくださっているのかなというふうな思いを持って話を伺っていたわけでございます。

そこで、局長ではなくて、所長に伺います。所長、新たな有効活用といいたいでしょうか、これだけ多くの来園者が増えたという理由は、このインフラが整備した、道路インフラが整備されてきたというような話はされておりましたけれども、所長の事務所で何か工夫されていること、そういう議員さん方に知っていただきたいというようなこともあろうかというふうに思います。その辺、宣伝という、いわゆる皆さんに知っていただきたいというようなところを述べていただきたい、このように思います。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君の3回目の質疑に答弁願います。

中山県西総合公園管理事務所長。

○県西総合公園管理事務所長（中山道康君） 森議員さんの質問にお答えいたします。

新たな事業といいたしても、うちの場合に利用促進ということを考えますと、講座です。いろんな施設がございますけれども、テニスであればテニス講座、それからターゲットであればターゲットバードゴルフの初心者コースだとか、そういったものを実施いたしまして、実際に体験をしていただいて、少しでもおもしろみといいますか、そういうものを知っていただいて、少しでも会員を増やしていくとか、利用を増やしていくというようなことを今やっているところでございます。

また、お金をかける、植栽についても費用をかけるばかりではなくて、県のほうでやっている事業でございますが、公園サポーターという制度がございます、ボランティアで清掃活動を月1度だとか2度だとかということがございますけれども、やっていただけるグループを募集しております。今現在6団体ほどになりまして、近くの企業さんあたりがご協力いただきまして、いろいろと落ち葉の清掃であったりとか、ごみ拾いであったりとかということを毎月やっていただいたりとかということをして、少しでも費用負担の軽減をできるようにということで努力しているところでございます。

全体的に筑西幹線道路の整備が進んだことや、メディカルセンターも整備されましたので、非常に交通量も多くなりまして、利用も実際には増えている状況でございます。そういった中で、ごみのない公園であったり、それから安心、安全ということが一番に置いているところでございますので、利用者にとって本当に子供さんだったりとか、ご年配の方だったりとかということで、非常にたくさんご利用いただいておりますので、特に安心、安全というところに重点を置きまして、植栽管理だったりとか、施設の整備だったりとかということに重点を置いてやっているところでございます。

以上でございます。

○5番（森 正雄君） 3回終わりましたので、引き続いて適正な維持管理、そして有効活用に努めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（仁平正巳君） ほかにございますか。

19番、稲葉里子君。

[19番 稲葉里子君登壇]

○19番（稲葉里子君） 1つだけ質問させていただきます。

平成30年度決算主要施策説明書の中の33ページです。主要施策の事業内容及びその効果ということで、先ほど担当課から説明がありました。その中で、筑西地域職業訓練センター修繕負担金というのがのせられています。これが、29年度には指定管理が終了しまして、この筑西広域のほうからは離れた施設だと私は考えております。それで、桜川市、それから訓練協会の要望により、施設修繕費、外壁改修及びと書いてありますが、その一部を負担いたしました。これについて説明をいただきたいと思えます。

○議長（仁平正巳君） 稲葉里子君の1回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） 稲葉議員のご質問にご答弁申し上げます。

この1,300万円でございますけれども、こちら平成30年の2月26日の全員協議会の折に、ある議員さんのほうから、議会にではなくて、3人の正副管理者でお話し合いをしていただいて、その上で決めてほしいというふうな内容のお話がございます、それで30年度におきまして正副管理者3人のお話し合いの中から、この1,300万円の修繕負担金が決定したものでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 稲葉里子君。

○19番（稲葉里子君） その経過は3者で大体決めたと。そうすると、このときに精算したお金がいっぱいあって、県に1億円、それから関係市に出資金に応じてお金が戻っています。それはよく分かるのですが、もう私たちの筑西広域から離れた施設の要望によってこの1,300万円を3者で決めて出したというのはちょっと変だと思うのです。もう決算なので、使って出してしまったので、仕方ないかもしれませんが、今後こういうことはやめてほしいと思うのです。せっかくの分賦金で各市町村から捻出したお金を、幾ら要望があっても独立して桜川市でやっている施設に1,300万円というのはちょっとおかしいと思えますので、これについてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（仁平正巳君） 稲葉里子君の2回目の質疑に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） これは、ご理解をいただきたいのですが、今言った議会のときに議員の皆様方にこのことについて、皆様方、いかがいたしましうかと、議員の皆様方にお聞きいたしました。その中で何人かの議員さんが、そんなのは一々俺らに言わないで、3人の管理者で決めろとはっきり言われたものですから、3人の管理者と副管理者で決めました。そのときに、桜川にある今職業訓練所でございますけれども、3市の中でも特に桜川市だけが使っているのではなくて、特に筑西と結城も使っておりまして、これは平等に考えた場合、3市で決めろと議員さんがおっしゃるならば3人で決めようということでございましたので、ひとつご理解。このことによりまして、一切今後離れるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思っておりますのでございます。

○議長（仁平正巳君） 稲葉里子君。

○19番（稲葉里子君） 報告を受けましたが、今後はやはり議員自体もこういうことを細かくチェックして、3者に任せないで、私たち筑西広域組合議員が一生懸命これやっていくということを頭に入れていただきたいと思います。私ちょっと4年間休みましたので、これすごく気になったので、一番先に決算書を見ましたら、ここに1,300万円というのがありましたので、どういう経過でこうなったかというのをお聞きしたかったのです。以後どうぞよろしく願いいたします。

質問は終わります。

○議長（仁平正巳君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立多数。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（仁平正巳君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時44分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年11月6日

議 長 仁 平 正 巳 ⑩

署 名 議 員 風 野 和 視 ⑩

署 名 議 員 孝 井 恒 一 ⑩